文書番号	ＭＭＳ－１０１
改版番号	２１版
制定日	2001 年４月２日
改定日	2026 年４月１日

定　　款

管理区分	□非管理			
	☑管理	管理部署	管理部総務課	配布担当
		配布先		

マルマエ

改定履歴

改訂版数	改訂年月日	改訂頁	改　訂　内　容	承認	審査
初版	2001 年４月２日		初版発行による	総会	
２版	2003 年８月 22 日	８頁	営業年度の変更	総会	
３版	2003 年 12 月 12 日	４頁	本店の所在地の変更	総会	
４版	2004 年 10 月 25 日	全頁	一部改訂	総会	
５版	2005 年８月 31 日	全頁	一部改訂	総会	経企
６版	2006 年４月 28 日	全頁	一部改訂	総会	経企
７版	2007 年４月 11 日	全頁	東証マザーズ上場により一部改訂	総会	経企
８版	2007 年 11 月 24 日	６頁 １１頁	監査役会と会計監査人の設置	総会	経企
９版	2007 年 12 月１日	６頁	発行可能株式総数の変更	臨取	経企
１０版	2009 年 11 月 28 日	全頁	目的の変更、株券電子化に伴う変更	総会	経企
１１版	2011 年８月 19 日	６－ １２頁	優先株式の追加	総会	管理
１２版	2013 年 11 月 30 日	６頁	株式の分割および単元株制度採用	総会	管理
１３版	2015 年９月１日	６頁	発行可能株式総数の変更	臨取	管理
１４版	2015 年 11 月 28 日	全頁	監査等委員会設置会社への移行 発行可能株式総数の変更 優先株式に係る条項の削除	総会	管理
１５版	2016 年 11 月 26 日	５頁	目的の変更	総会	管理
１６版	2017 年３月１日	６頁	発行可能株式総数の変更	臨取	管理
１７版	2017 年 11 月 25 日	５頁 ６頁 ８頁	目的の変更 発行可能株式総数の変更 取締役の員数の増加	総会	管理

１８版	2018 年 11 月 28 日	６頁	発行可能株式総数の変更	総会	管理
１９版	2022 年 11 月 25 日	８頁	電子提供措置導入による変更	総会	管理
２０版	2023 年 11 月 22 日	６頁 １２頁	目的の変更、附則の削除	総会	管理
２１版	2026 年４月１日	７頁	発行可能株式総数の変更	臨取	管理

目次

第１章　総則 6
第１条　（商号） 6
第２条　（目的） 6
第３条　（本店の所在地） 6
第４条　（機関） 6
第５条　（公告方法） 6
第２章　株式 7
第６条　（発行可能株式総数） 7
第６条の２（単元株式数） 7
第６条の３（単元未満株式についての権利） 7
第７条　（自己の株式の取得） 7
第８条　（株主名簿管理人） 7
第９条　（株式取扱規程） 7
第３章　株主総会 8
第１０条　（招集） 8
第１１条　（定時株主総会の基準日） 8
第１２条　（招集権者および議長） 8
第１３条　（電子提供措置等） 8
第１４条　（決議の方法） 8
第１５条　（議決権の代理行使） 8
第１６条　（議事録） 9
第４章　取締役および取締役会 9
第１７条　（取締役の員数） 9
第１８条　（取締役の選任方法） 9
第１９条　（取締役の任期） 9
第２０条　（代表取締役および役付取締役） 9
第２１条　（取締役会の招集権者および議長） 10
第２２条　（取締役会の招集通知） 10
第２３条　（取締役会の決議の省略） 10
第２４条　（取締役会の議事録） 10
第２５条　（取締役会規程） 10
第２６条　（取締役の報酬等） 10
第２７条　（重要な業務執行の決定の委任） 10
第２８条　（取締役の責任免除） 11
第５章　監査等委員会 11

第２９条　（監査等委員会の組織）……11
第３０条　（監査等委員会の招集通知）……11
第３１条　（常勤の監査等委員）……11
第３２条　（監査等委員会規程）……11
第３３条　（監査等委員会の議事録）……11
第６章　　会計監査人 …… 12
第３４条　（会計監査人の責任免除）……12
第７章　　計算 …… 12
第３５条　（事業年度）……12
第３６条　（剰余金の配当の基準日）……12
第３７条　（中間配当）……12
第３８条　（配当金の除斥期間）……12

第１章　　総則

第１条　（商号）

当会社は、株式会社マルマエ　と称する。英文では Marumae Co.,Ltd. と表示する。

第２条　（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１）精密機械・精密機器の設計・製造・加工・組立
２）精密機械部品の設計及び製作
３）産業及び医療機械器具の設計、製造、販売
４）精密機械部品及び機械装置の点検、修理
５）ソフトウエアの開発、販売
６）製缶工事
７）配管工事
８）運送業務
９）不動産の賃貸
１０）前各号に附帯する一切の業務

第３条　（本店の所在地）

当会社は、本店を鹿児島県出水市に置く。

第４条　（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１）取締役会
２）監査等委員会
３）会計監査人

第５条　（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

第６条　（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、１０４，４２４，０００株とする。

第６条の２（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第６条の３（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７条　（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第８条　（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第９条　（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

第１０条　（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年 11 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第１１条　（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年８月 31 日とする。

第１２条　（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第１３条　（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第１４条　（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第１５条　（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第１６条 （議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章 取締役および取締役会

第１７条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、６名以内とする。

２． 当会社の監査等委員である取締役は、６名以内とする。

第１８条（取締役の選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

２． 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３． 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第１９条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２． 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３． 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４． 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、当該選任のあった株主総会後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第２０条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２． 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会

長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第２１条　（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第２２条　（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第２３条　（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第２４条　（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。

第２５条　（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第２６条　（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第２７条　（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第２８条　（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査等委員会

第２９条　（監査等委員会の組織）

監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する。

２．　監査等委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

第３０条　（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第３１条　（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第３２条　（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第３３条　（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第６章　　会計監査人

第３４条　（会計監査人の責任免除）

当会社は会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　　計算

第３５条　（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月 31 日までの１年とする。

第３６条　（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年８月 31 日とする。

２．　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第３７条　（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年２月末日を基準日として中間配当をすることができる。

第３８条　（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。